

第3回「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」会議録概要

1. 開会（座長）
2. 前回までの概要（事務局）
3. テーマ設定（先進4区の取り組みについて）

【座長】千代田、中央、港、渋谷の先進4区取り組みについて、それぞれの担当者から説明をしていただき、その後、新宿区環境保全課長からインタビューを行う。

【港区】港区の「みなとタバコルール」は、基本的にマナー・モラルの向上によって歩行喫煙をなくそうとするもの。もともとは歩行喫煙よりもポイ捨ての問題に力を入れていたが、ごみの中で多いのがタバコだったことや、歩行喫煙による健康や安全面の問題についての声も高まって「みなとタバコルール」ができた。

資料にもあるように、重点モデル地区として平成15年8月に新橋駅周辺を、平成16年2月に品川駅周辺を指定し、モデル地区ごとに9ヶ月間集中的に街頭キャンペーン、啓発活動、早朝の清掃活動を実施している。六本木交差点周辺は9月7日、本日から「みなとタバコルール」を開始したところだ。

区としては一定の効果が上がっていると考えている。町の人からは、きれいにはなったがまだタバコのポイ捨てがあとを絶たないと言われている。

「みなとタバコルール」が分かりにくいという声に答え、駅前ビジョンやホームページ、タウン情報誌で広報するとともに、重点モデル地区を区職員が自ら清掃することにより周知を図っている。

「みなとタバコルール」にかかる費用としては、タバコ税の50億のうちの1%、5千万円を使ってもよいのではという意見があるが、平成16年度は1億程度で、他の自治体よりはかかっていると思う。

【渋谷区】渋谷区では、平成10年4月に「きれいなまち渋谷をみんなで作る」条例を制定してポイ捨てや落書きは禁止したが、歩行喫煙は含まれていなかった。その後、歩きタバコ禁止への要望が高まり、「渋谷区分煙ルール」ができた。千代田区と同様の厳しい取締りをすべきだという声もいただいたが、渋谷区では昼夜を問わずさまざまな人が出入りする地域特性から取り締まりは不向きだと思われたので、喫煙者と非喫煙者が共存できるまちづくりを考えた。

計画としては、分煙ルール3カ年計画というものを掲げ、15年度は啓発キャンペーンなどによって周知徹底を図り、16年度はこれに加えて渋谷駅周辺に15箇所の喫煙所を設けて指定区域内の歩行喫煙を禁止とした。17年度には原宿、恵比寿などの主要駅も指定区域にしていく計画だ。

喫煙所は民間の寄付・協力を得て設置するという方針にしており、JTの協力により渋谷では半径300メートルに15箇所の喫煙所を設置している。

啓発の方法としては、朝の通勤時間帯に啓発ティッシュや「ごみゼロパック」というものを配布するほか、吸っている人には消してもらるか立ち止まって吸ってもらっている。

こういった取組の結果としては、調査結果から、ポイ捨てが場所によっては7割減っており、わずかながら歩行者喫煙者が減っていて、ごみの量も減っていることが分かった。

今後の課題としては、さらに喫煙所のPRが必要なこと、土日や夜間における分煙の実効性を高めること、そして指定区域の地域を拡大することが挙げられる。

【中央区】中央区ではこの6月1日に「歩きタバコ及びポイ捨てをなくす条例」を施行したところ。この条例により歩きタバコとポイ捨てを区内の公共の場所全域で禁止し、必ず立ち止まって吸殻入れのあるところで喫煙することとした。喫煙は基本的にマナーの問題であると考え、罰金は設けていない。

港区さんの「みなとタバコルール」の考え方が中央区にも合うと思われたが、港区や渋谷区のようにJRの大きな地上駅があるわけではなく、また、銀座や日本橋は歩行者喫煙禁止による町のイメージの低下を嫌うため、重点地区を定めることはしなかった。横断歩道や駅出入口等の人の混み合う場所にあった吸殻入れは、移設または撤去した。違反者の氏名公表はできることになっているが、技術的に難しく、心理的効果を期待している。

歩きタバコ等防止のための事業展開の中心はパトロール。主要な駅や交差点で違反者に注意・指導をしている。各種掲示物を利用したり、銀座三愛の大型ビジョン等を使って広報をしている。路上掲示物には道路管理者等の規制が厳しく苦労している。

苦情もあるが概ねよい傾向にあり、今後も継続的な啓発活動とパトロールの強化をしていく。

【千代田区】資料に「生活環境条例」のあらましとあり、説明がある。本日は時間も限られているので、この条例のできた背景とこれまでの取り組みについてかいつまんで話したいと思う。

この条例の前身であるいわゆるポイ捨て禁止条例を、千代田区は他の自治体に遅ればせながら平成11年4月にスタートさせたが、努力義務を定めただけだったので効果があまりなかった。マナーに頼ることは限界だと区長が判断し、罰則付きの条例をつくることになった。

この条例のねらいと特色として、資料の2ページ目に3点ほど書かれている。この中で3番目に書かれている「罰則の適用」がマスコミなどの報道でクローズアップされがちだが、効果をあげるために一番大きかったのは1番目の「地域全体での取り組み」だったと思っている。役所だけが空回りするのではなく、町の人も一緒になって行動するための細かい仕組みづくりをした。地元企業、学校、商店街等も

串刺しにした推進団体を作った。そして、「合同パトロール」を各地区で実施し、当事者意識を向上させていった。

予算の話をする、千代田区の事業総予算は 9,500 万円ほどだ。パトロールのための人件費で 3,600 万円ほど、それ以外の部分を PR 経費として使っている。

かけたのはお金だけでなく、職員も町の人も汗をかかないといけないということがいえる。パトロールについても、生活環境課の職員が中心になって、役所の係長級以上の職員全員がローテーションで加わり、土、日、休日も行っている。

資料の一番最後を見ていただくと分かるように、成果も上がっている。千代田区はあえてルール化しなければならなかったというせつない状況だったが、いつか再びマナーの問題に戻したいと思っている。そのためには千代田区だけでなく、他の自治体でも取り組んでいただき、社会全体のモラルが向上すればと思っている。

【環境保全課長】渋谷区は渋谷駅周辺に 15 箇所の喫煙所を設置したそうだが、交差点のあたりでは、タバコを吸わない人も一緒に足をとめることになるので、ややこしい状況が指摘されることはないか？

【渋谷区】ご質問のように、交差点ではどうしても煙を吸わされてしまうということが指摘されていて、これは本当に難しい課題であると考えている。

【環境保全課長】千代田区はこの課題のパイオニア的存在で、追隨して条例を作る自治体も多いが、過料をとっているのは千代田区だけだ。このことをどう思うか。

【千代田区】他の自治体の関心の高さは伺える。同じような条例をつくっても、人やお金を用意できない状況も分かるので難しいと思う。

【座長】では、会場の皆さんからまずまとめて 3~4 人質問をいただき、その後答えていただくというやり方で質問を受けたいと思う。

【男性 1】渋谷区の資料に、携帯灰皿は周りの迷惑にならない場所と書いてあるが、その場所とはどういう基準で誰が判断するのか。

【男性 2】質問ではなく意見だが、千代田区の話聴いて、ぜひ新宿もそうしたいと思う。千代田区のノウハウを研究して新宿に当てはめたい。

【男性 3】千代田区以外は性善説にたっているが、現実はずうと思う。警察の協力が必要だ。非常識な人には警察が対応しないとだめだ。自分が交番に要請しても通じないので、区役所から言ってほしい。

【男性 4】千代田区の条例が一番厳しく、他の 3 区は罰則を設けられない理由をいくつか挙げているが、千代田区も同じではないか。千代田区でできることがなぜ他区でできないのか。

【渋谷区】一つ目の質問について、「迷惑にならない場所」の判断は確かに難しいと思っている。次に、警察への協力についてだが、喫煙は犯罪ではないので摘発の考えはない。「なぜ千代田のようにできないのか」について、夜間(盛り場の)人口や外国人

等、渋谷の特性からいって公平性を保って罰則を適用することはできない。

【港区】「なぜ千代田のようにできないのか」について、今のところ区としてはマナー重視で続けていく方針で決めており、そのような質問にはお答えできませんのでご了承ください。

【中央区】警察の協力について、条例の認識を広げるための協力依頼は実際にしている。交番で実際に注意をしたこともあると聞いている。

【環境保全課長】千代田区でできることがなぜ他区でできないのかについて、千代田区さんからどうぞ。

【千代田区】我々は大多数の条例を守ってくれている人たちとの不公平感をなくすために、パトロールで見つけた違反者には全員過料を適用するようにしている。過料は本来ベストな方法ではないが、やらざるを得ない。

警察との協力については、路上喫煙の注意をお願いしているが、過料を取れるのは区の職員だけだ。

【座長】まだ時間があるのでもっと聞きたい方はどうぞ。

【女性 1】港区と渋谷区の喫煙所というのは、外に煙が漏れないように壁や天井はあるものか。本当の分煙にするには煙が漏れてはいけないと思う。

【渋谷区】壁や天井はない。喫煙者而非喫煙者を分けるという意味合いから「分煙」と言っている。

【男性 5】罰則に目が行きがちだったが、千代田区の話聞いて、住民の参加が大切だと思った。自分は新宿の吸殻拾いに参加してみて意識が向上し、罰則なしでもこの方法ならできると思う。ボランティアが参加しやすい状況はどうやって作っているのかききたい。

【環境保全課長】ボランティアが参加しやすい環境づくりについて、千代田区以外の 3 区でご発言のある区は？

【港区】港区の実情を申し上げますと、区内を 5 地区に分けて環境美化に関する協議会を設置し、定期的にキャンペーンを行っている。また、清掃用具の貸し出しについては要望があればそこまで持っていくし、出たごみについては本当は有料だが清掃事務所に連絡して取りに来てもらっている。美化推進員制度があり、多種多様なグループが活動している。

【男性 6】歩きタバコがよくないというのは常識だと思うが、タバコを作っている J T はどう思っているのか。J T が積極的に、それからたばこ商組合の方々が本腰を入れて、歩きタバコ対策をやれば状況は変わってくると思う。区長会や知事会が J T に協力を申し入れてはどうか。

【千代田区】J T にももちろん自治体としてお願いしたい気もしますが、自治体どうして手を組んで広域的にやっていくことが有効だと思っている。

【男性7】今、答えを少しお聞きしてしまったようだが、申し上げたいと思う。それぞれの区に都道があって、都に許可を得ないといけないときにはそれぞれの区で申請していると思うが、23区でまとめたほうがよいと思う。

【環境保全課長】今、歩きタバコの問題に対して一番小さな自治体である区市町村が動き始めたところだ。まだ統一的な動きというのはとれないが、広域的な動きは今後広がっていくだろう。

4. 閉会（座長）